

朝鮮民主主義人民共和国の農業における自留地政策について

金 秀 大

「序」

1. 自留地とその発生
2. 自留地の規模・対象者・労力・生産できる農産物
 - (1) 自留地の広さ
 - (2) 所有対象者
 - (3) 労力
 - (4) 生産できる農産物
3. 自留地に対する諸政策について
 - (1) 自留地の必要性とその意義についての評価
 - (2) 所有権
 - (3) 管理問題
 - (4) 自留地の面積に対する制限
 - (5) 自留地と「社会主義完成」論に基づくイデオロギー上の課題

キーワード：自留地の発生、その面積限定、
自家消費と個人副業、個人畜産の奨励、自留地の所有権とその管理

「序」

朝鮮民主主義人民共和国（以下朝鮮）での自留地に関する資料・文献は以前も今も限られている。自留地に関する法令・決定類は極く一部であり、とくにそれを直接題目にした文献・論文は寡聞にして目にしたことはない。それを扱った論文は土地制度史や農民市場と関連したもの

であり、しかも断片的な内容のものが多く、この研究分野はまだ空白の状態にある。政治・経済関係の辞典には「農民市場」の項目はあるが「自留地」の項目はなく、自留地の内容は「副業」または「個人副業経営」に包括され、その取扱い方は非常に慎重である。だからといって朝鮮が自留地に無関心であると断定できない。故金日成主席の文献でも指摘されているし、社会主義憲法でも規定している。

文献・資料に限りがあるので、本文はその実態把握に迫力が欠ける。また、そのため内容を整理していても農村の雰囲気や農民の姿がなかなか浮かんでこない。とくに、自留地での農産物の生産量とそれによる副業収入状況、その全国的な総括など、重要な内容が欠落しているし、国の食糧生産にどれほど寄与しているのか把握できず、協同農場での共同作業との関係にまで論理を展開することができなかった。この点、筆者の力不足も合わせてご了承ください。

1. 自留地とその発生

朝鮮では、本文で使用する「自留地」を、「터밭」(トパッ) [topad] と表記している。「터」は場所・土地を、「밭」は畑を表す名詞であり、二つの合成語である。今風にして「宅地

菜園」・「家庭菜園」などと訳する方がわかり易いと思われるが、社会主義経済体制下では、それから連想される牧歌的なイメージとは異なり、特別な意味を持つ。

自留地は、農民・労働者・事務員が自家消費を目的として、野菜をつくったりいくらかの家畜を飼育するための主として宅地を利用した農地のことである。ただ、自家消費して残ったものは販売したり他の物と交換することが認められた。このため社会主義経済下でありながら個人商品が存在することになる。ここから、小商品経済の範疇に属する個人副業をいかに評価、対応すべきかという課題が提起される。本論でもこの点に注目して検討を試みた。

それまで「宅地付属畑地」「自家用の畑」など様々に表現されてきたのが、1960年代初期に入ってから、「터밭」に用語を統一した。このことから、この時期に自留地にかんする政策・評価は固定化したものと思われる。

なお、日本語訳は、1992年発行の『朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法』（外国文出版社）が「自留地」としてからは、朝鮮の文献はこれを使っている。

朝鮮でも農村に行けば、庭先で鶏を放し飼いにしたり、残飯で豚を飼っていた。近くに草原があれば山羊なども飼っていたし、手ごろな空き地をつかってちしゃ・トウガラシを作り、食事時に適当にとってきては食べていた。食べきれないものは近所に分けるが、それを換金して副業収入とするようなことはあまりなかったよ

うである。

このような習慣と異なり、自留地が存立するためには二つの条件が前提になる。一つは自留地に該当する住宅付属地の個人所有が確立すること、他の一つは耕地に対する集団的所有の実現である。すなわち自留地は集団的と個人的土地所有を同時に必要としており、いずれかの一つが欠落してもすでに存在し得なくなる相矛盾した性格を内包している。

農業においてこの二つの条件がどのように形成されたか、すなわち自留地の発生についてみる。まず第一の条件である宅地の私有化の確立についてみる。土地改革（1946.3.）は農地の私有を実現したが、この時期農村での個人宅地・付属地の私有も認められた。当時人民委員会は、「一、農村において他人に貸している宅地及びこれに付属した庭園（土地改革当時に分与されなかった土地）はその宅地に住宅を持った者にこれを無償で明け渡す」⁽¹⁾ ことを決定している。

つぎにもう一つの条件である耕地の集団的所有の確立についてみる。農業協同組合第一形態（労力互助班）では、自留地はまだ存立し得なかった。土地や生産手段は私的所有であったからである。第二形態は土地の私的所有を保存しつつ、土地を出資する形で統合して共同経営を実施したが、住宅付属地を農業に利用した場合でもこれは自留地より家庭菜園地と見なすべきである。これも耕地にたいする私的所有が容認されていたからである。⁽²⁾ 完全な社会主義形態である第三形態⁽³⁾において自留地の本質ははじめて浮刻されるが、その起源は第三形態ははじ

(1) 『埜地および雑種地に関する決定書』1947.3.22 人民委員会決定第13号

(2) 『わが国における農業協同化の歴史的経験』101ページ 外国文出版 1975年

(3) 農業協同組合の3つの形態と規模に関する規定は、ソ連でのコルホーズ運動の3つの形態に関する理論を

創造的に適用したものである（チェ・ジョンヨン「わが国の農業協同化運動において朝鮮労働党によるマルクス・レーニン主義理論の創造的適用」57ページ『朝鮮民主主義人民共和国創建10周年記念論文集』金日成総合大学 1958年）

めて登場した1954年であり、そして第三形態が支配し、農業の社会主義的改造が完了した1958年8月から、全農村地域で自留地の可能性が整ったといえる。

2. 自留地の規模・対象者・労力・生産できる農産物

つぎの四つの内容から、自留地の実態をみることにする。

(1) 自留地の広さ

自留地が発生してからその規模規定は、つぎのように三度変更されている。

(1) 農業協同化運動期(1950年代中頃)。第三形態において小道具といくらかの家畜の所有が容認されたが、自留地は50坪未満の所有が認められた。⁽⁴⁾

(2) 農業協同化完了後(50年代末以降)。自留地は30~50坪と規定された(『農業協同組合基準規約(暫定)』第6条 1959.1)。

ところで、「50坪未満」と「30~50坪」はいずれも50坪以下であるが、それは決して同じ基準高ではない。これらの基準数値は自留地許容の上限を規定したものであるから、「50坪未満」とは「最高50坪まで認める」という意味であり、「30~50坪」は「最高が30坪まで規定される場合もある」という意味に解釈すべきである。したがって農業協同化実現後は、それ以前に比べ、明らかにその上限がさらに制限されたのである。

(3) 社会主義憲法発布後(70年代以降)。社会主義憲法(1972.12)はその第24条で自留地について規定しているが、その面積に関しては明らかにしていない。その後発布された「朝鮮民主主義人民共和国土地法」(1977.4)第13条は、自留地を20~30坪として、それまでよりさらに低く制限した。

以上のように、発生以降自留地の規模は、農業の社会主義改造が進み社会主義革命が深化するに従い、だんだん狭く規定されてきたのである。そして将来、農業の国有化が全面的に実現した時に、それは完全に消失する。⁽⁵⁾ 自留地は協同農場と運命を共にするのである。その時がくれば、ただ宅地を利用した自家菜園を楽しむ姿が見られることになる、朝鮮は自留地の未来像をこのように描いているのである。

つぎに、全耕地面積のうち、自留地が占める割合を明らかにしたいが、これに関連した資料がないので推測することにする(各農産物生産量に対する自留地の生産比率については推測することさえ困難である)。

「すべての農場員が自分の住宅付属地をよく利用しよう…」⁽⁶⁾ としているので、自留地はすでに協同農場員に広く普及しているものとみなして計算する。仮に自留地の面積を30坪とすれば、それは農業協同化完了当時、協同組合員の耕地平均規模1.8町歩(5,400坪)の0.6%であり、かれら全員(106万戸)が同等の自留地を

(4) 「第三形態においては、土地はもちろん役牛および主要な農機具はすべて共同所有にし、個人所有としては所帯当たり50坪未満の住宅付属地とそこにある果樹、そして共同経営に支障を与えない程度の豚、羊、にわとり、うさぎなどの家畜飼養を副業として認めました。また、役牛や農機具などの生産手段を共同所有に統合するときは、かならずその代金を支払うようにしました。」(『わが国における農村問題解決の経験について』

『金日成 社会主義における農業問題』289ページ 未来社 1984年)

(5) 『金日成著作集』第5巻 322ページ 1972年版

(6) 「農民を革命化し、農業部門で党代表者会議の決定を徹底的につらぬくために」全国農業活動者大会でおこなった演説。1967.2.2 キム・イルソン『わが国社会主義農業の正しい運営のために』240ページ 外国文出版社 1975年

持ったとしても全農耕地2,00万町歩の僅か0.53%（1万600町歩）である。これは一人当たり平均土地面積の2～5%に相当する土地を認めていた中国（“文化大革命”後には平均して生産隊の耕地面積の7.5%）や旧東欧社会主義国の場合と比べて全耕地に占める割合は極めて小さい。⁽⁷⁾

(2) 所有対象者

協同農場員をはじめ、労働者・事務員・農村教員にも認められたが、ソホーズでも実施した旧ソ連などとは異なり国営農場では許可されなかった。

(3) 労力

『農業協同組合基準規約〈暫定〉』（1959.1）によれば、協同組合員の有資格者、組合の共同作業・事業とそれに網羅される者はつぎのとおりである（労働の軽重、その時間について細かく配慮されているが、ここではそれに関係なく組合が管理運営する仕事の内容と関係者を機械的にピックアップした）。

1. 農村に居住する16歳以上の勤労者（男女区別なし）
2. 組合専従役員
3. 統計員・倉庫管理員・民主宣伝室長・保健員・教養員・商店の働き手
4. 信用部門
5. 幼稚園・託児所・クラブ・休養所・診療所・共同食堂・洗濯所・裁縫所・共同浴場・理髪所
6. 妊婦（産前産後2カ月間の休暇）・満1

歳未満の嬰兒をもった女性・老年者・身体障害者・虚弱者・労働能力を失った人（軽い作業）

7. 中等義務教育・技術義務教育・勤労者学校・勤労者中学校・技術研究サークル

以上のように、組合は多種多様な仕事を管理運営しているが、これには多くの労力を必要とする。当然農場員有資格者以外からも多数雇用しなければならない。ところが組合の加入は個人別でなく戸別単位で行われたので、働ける能力のある家族は全員加入時すでに組合に網羅されていた。つまるところ自留地の作業は、農場員が農場作業の余暇を利用して行うのが一般的な傾向になる。ところで、協同農場組合員は農場の仕事に専念すべきであるとの考えから、それ以外の仕事に精を出すことを消極的にみる雰囲気支配的であった。それで、自留地を利用しているのはおもに老人たちであるとの現地報告もある。これでは自留地の生産性を高めることが難しいと思われる。

(4) 生産できる農産物

組合農場は、食糧をはじめ大量の需要がもめられる農産物・畜産物・軽工業の原料などを生産担当する。これに対し、自留地では基本的には何でも生産できているが、その中、多く作られるものは（すなわち奨励された作物）、副食類の胡麻・えごまなどの野菜類・花類などである。一方、国家統制下にあった阿片・朝鮮人参は自留地での生産は禁止されたし、換金作物・工芸作物も規制された。自家消費用

(7) 『農地総面積に対して自留地が占める比率（1975）』ソ連2.7% ブルガリア7.1% ハンガリー8.3% 東ドイツ4.2% ポーランド0.1% ルーマニア6.5% チェコスロバキア2.4%。ソ連は1965年の数字であり、1940

年は13.0%であったのが減少した。他に比べポーランドの比率が低いのは個人土地所有が多かった事情と関連している。（大崎平八郎編著『現代社会主義の農業問題』より抜粋）

は別にして、副業用商品としての穀物類の栽培は極くわずかであると判断される。それを奨励する政策が見られないし、それは国家穀物政策などに抵触する危険があるからである。

他方、協同農場員の個人畜産は一貫して奨励されてきた。共同畜産を基本にし、これに併行して「共同經理に支障をきたさない範囲内で」（組合基準規約（暫定）第23条）個人副業畜産を推進する政策である。家畜は、ソ連や中国などでは認可された雌豚は禁止され、肥肉用の豚2、3頭までであり（中国の“文化大革命”の時、母豚の飼育を許さないところもあった）、それに若干の鶏・アヒル・ウサギなどである。

個人副業畜産を推進する政策をとったのは、大規模な集団畜産を行う適地が少ないこと、穀物など主食の栽培が優先されたので国营畜産農場や協同農場の畜産班（分組）の組織には限りがあったこと、近代化される以前の畜産は手間がかかり個人畜産が適するとの理由が考えられるが、それ以外に朝鮮戦争で家畜類が大きな被害をうけ「…畜産業はまだ他の人民経済部門に比べ非常におくれており、人民の需要を満たすような水準に達していない」⁽⁸⁾ という状況にも因るものである。また、地方的需要の野菜類に比べ、肉類・毛皮類は、どちらかといえば全国的規模の物だけに、これには個人方式を含めて全国を網羅した国家的対策を要したからである。

ところで、個人副業畜産が畜産政策に直接に網羅されたということは、個人副業畜産業が国家計画経済と関係をもつことになったことを意味する。例えば党の決定により、組合農家は毎年2、3頭の肉用豚と10匹以上の雌鶏と雌アヒルを飼育することになった。農民たちは、党の

決定は実行しなければならないし、またその生産結果（家畜生産量）は国家計画経済の統計にも含まれるようになったから、これはノルマが課せられたのと同じである。

3. 自留地に対する諸対策について

これまで自留地の規定・内容についてみてきたが、ここでは自留地に関する5つの政策・対策について分析することにする。

(1) 自留地の必要性和その意義についての評価

すでにみたように、自留地は農家にとって二つの経済的効果がある。一つは自家消費であり、他の一つは個人副業収入である。両者とも個別農家の家計を助けることになり、それは終局的には全人民的な増収・収入増につながるものである。しかし、両者の評価に差があり、前者に比べ後者のそれは低い（個人畜産以外について）。

まず自家消費についてみる。協同農場組合員たちの主食は協同農場で生産した穀物を分配する方法で保障されるが、副食物の場合は普通三つの経路で解決される。①野菜・果物・畜産物・調味料などは協同農場で生産し、その一部を農場員たちに販売する。②里ごとにある国营商店を通して醤油・みそをはじめとする畜産物・水産加工品・糖果類と各種調味料などの副食物を購入する。そして③自留地であつて自給する方法である。

自家消費用の土地が認められたのは、計画に基づいた生産供給では、住民の様々な需要に充分に答えきれなかったからである。主食物や国家的に要望された農産物は計画化され、生産計画数字は各農場ごとに具体化され生産すること

(8)『畜産物生産を急速に発展させることについて』朝鮮労働党中央委員会常務委員会拡大会議決定書

1958.10.7 『朝鮮中央年鑑』1959

になる。このため個人の食性や嗜好に沿ったきめ細かい農産物にまで手がまわらないのが実情である。農業協同化運動が進展し、科学的農法の導入が奨励され、適地適作の原則がすすめられると、こうした傾向を修正するのは一層難しいものになる。事実、大根・白菜は大量に栽培するが野菜の種類は少なく、葱・にんにく・トウガラシなど朝鮮人が好む薬味材料を植えないことがあった。⁽⁹⁾

計画化の行程について具体的にみると、協同化が完成すると農業での計画的生産がいつそう推進された。計画化とは優先順序を決めることでもあるので、どうしても重点農産物が優先される。協同農場では年間計画は三段階を経て作成される。第一段階では予備統計を集める。管理委員会では種まきと田植えが終われば、ふつう翌年の生産計画課題を定めるのに必要な予備統計を作成する。第二段階では、国家の統制統計に基づいて計画統計草案を作成する。第三段階では、国家計画統計を具体化する。⁽¹⁰⁾ 計画化の各段階において中心的な課題は、国家的見地から要求される生産物とその生産量の増大と生産性の向上である。ところで、第一段階では各組合員も討論に参加することになっているが、国家計画でとりあげられた作物以外の物、たと

えば組合員の提案に基づく新規の生産物を計画に反映させるのは難しい。だからかれらはそれを、個別のか別の方法で解決しようとする。

こうして、自家消費のための自留地に対する必要性は依然として存続するのである。

つぎに、農民の副業収入についてみる。自家用以外は自由に処分できる。処分には、①国家買い付け機関への販売 ②農民市場での販売 ③個人との物々交換の三つの方法があり、これらの収入が個人副業収入分になる。

ところで朝鮮は、協同組合（農場）の集団的副業は積極的に進め、これに国家的な関心を向け支援もしているが、旧東欧社会主義諸国の場合と異なり、個人副業についてはこれを奨励する政策はとっていない。朝鮮では食糧をはじめ国家的な農業生産に自留地を活用する政策はとっていないのである。これも中国や旧社会主義諸国と異なる点である。⁽¹¹⁾

(2) 所有権

自留地所有権、所有の内容について法的にはじめて明確に規定したのが『農業協同組合基準規約〈暫定〉』（1959.1）である。その第6条で「組合は、組合員用の野菜畑を共同で耕作す

(9) 『金日成著作集』第24巻 233ページ

(10) 「朝鮮の協同農場の管理と運営」『農業構造問題研究』1991年 No.2

(11) 農産物生産に占める自留地の比重をみると、ソ連は野菜や畜産物でほとんど三分の一を占めていた（1975）、ハンガリーは家畜頭数で牛5.2%、羊5.2%、豚23.7%であった（1976）（大崎平八郎『現代社会主義の農業問題』ミネルヴァ書房 1982年）。「東ドイツ」でも野菜や畜産物は20%を越えていた（小倉武一『海外の協同農場』農文協 昭和62）。中国では農業総生産額18.9%、豚・牛・羊の頭総数65.8%、穀物総生産5.5%（1,750t）を占めていた（1970）（『現代中国经济辞典』東洋経済新報社 1982）。

ハンガリーの著名な農業経済学者であるヴァルガ・

ジュラの論文「農家自留地」が紹介されているが、そのなかで彼は、自留地の目的・価値について、一つは商品生産によって食糧生産を増大させ、単に農家の家族による消費であれ、あるいは国全体としての消費であれ、ともかく国民に対する食糧供給を増大させることであり、もう一つは生活向上の最良の道は自分自身の土地を少しでも多く手に入れることだと思ってきた農民たちが、安心して集団農場の方向へ進むという心理的效果である、としている。また「純生産物価値」において自留地の方が協同組合農場をずっと上回るとして、自留地が依然として重要性をもっていることを指摘している（J・ダンマン『経済発展と農業』（大島清監訳）御茶の水書房 1978年）。

るのを原則とするが、場合によっては共同所有の土地の中から一農戸当たり30～50坪の自家用の畑を分与することができる」としている。ここでは自留地とその生産物の個人所有を認めている。

その後、社会主義憲法の第24条（1992年憲法、72年憲法は22条）は「個人的所有は、勤労者の個人的で消費的・目的のための所有である。勤労者の個人的所有は、労働による社会主義的分配と国家および社会の追加的恩恵からなる。協同農場員の自留地経営をはじめ、住民の個人副業経営による生産物も個人的所有に属する。国家は、勤労者の個人的所有を保護し、その相続権を法的に保障する。」としている。ここでは、個人所有の範囲から自留地は削除され、そこからの生産物だけに限られた。これについて分析を加える。

土地改革により耕地の個人所有は認められたが、土地の売買・担保・農作以外の転用などは禁止された。したがって所有の内容は、土地そのものの所有というよりも耕作権の所有を基本としたものであり、これを私有とみなすことはできないとの主張もある。とにかく旧憲法が自留地の所有を認めたというのは、耕作権とそこからの収穫物の個人所有を認めたことである。

一方、社会主義憲法はそこからの生産物だけの個人所有を認めた。ところが、生産物の所有を認めるということは、当然該当する自留地の使用を前提にするので、両憲法の内容規定があたかも同一であるようにおもわれる。それで、両憲法間の違いを明確にするためには、耕作権と使用（権）の内容に焦点をあわせて整理することが必要になる。

まず、いずれの場合も生産物の処理法には差

はなく、自己消費と国家機関への売却、農民市場での販売などの権利に関しては変化はない。

その差異は、耕作権（者）にある。旧憲法で自留地の個人所有（耕作権）が認められたことは、それを自分の家族労働で耕すことも、他人に貸したり耕作させても構わないことになるし、耕作権を他人へ譲渡することもできたのである。少なくとも法文解釈上、それが可能だった。すなわち所有者は自留地で作業することなく他人に貸して何らかの収入を得ること、不労収入の方途も可能であったと解釈され得るのである。それが社会主義憲法では他人に貸して収入を得ることが禁止された。「個人所有は労働による社会主義分配」と規定もしている。彼らは自分の自留地で耕作できるが、権利としての「耕作権」はすでに喪失した。それは「単に利用の自由だけがあり、排除がないときには、それはまだ権利でなかった」からである。⁽¹²⁾

昨年9月、社会主義憲法は修正・補充された。その該当条文は「個人所有は公民の個人的で消費的・目的のための所有である。個人所有は労働による社会主義分配と、国家と社会の追加的恩恵からなっている。自留地をはじめ個人副業経営による生産物と、その他の合法的な経営活動を通じて得た収入も個人所有に属する。国家は個人所有を保護し、その相続権を法的に保障する」（第24条、『朝鮮新報』1999.9.11）となった。第24条文における両憲法の差異は、第一に個人所有の対象が「勤労者」から「公民」に拡大したことである。第二に自留地の許容対象を協同農場員以外にも認知したことである。第三に副業経営の許容対象から「住民」を削除し、合法的な経営活動を通じて得た収入も個人所有として認めたことである。これは外国人の投資、

(12)阪本楠彦『社会主義の経済と農業』92ページ 東京

大学出版会 1972年

かれらとの合営などを奨励していると理解される。

このことと関連して徐大肅教授は、「新憲法は、所有構造を調整し、また個人所有の範囲を拡大しており、これは経済開放を暗示しているものと思われる」⁽¹³⁾と指摘している。

(3) 管理問題

『朝鮮民主主義人民共和国土地法』(1977.4)は、協同団体所有土地は共同經理に属している勤労者の集团的所有である(第11条)としている。

その第7条は所有者ではなく用途により、農業土地・住民地区土地・山林土地・産業土地・水域土地、それに軍事用などの特殊土地に区分して、それぞれ管理担当機関を決めた。農業土地の場合、その管理は農業指導機関とそれを利用する該協同農場・機関・企業所・団体が行う(第64条)としている。

すなわち、自留地は集团的所有であり、農業土地であるが、その管理が協同農場だけでなく農業指導機関が新たに関与することを規定したのである。そして第2章、土地所有権のうち第13条は、全ての土地は国家だけが支配することができる」と規定した。

この『土地法』の前身たる『土地管理規定』(内閣決定第37号 1960.7.5)は、その第1条で「本規定は、朝鮮民主主義人民共和国領域内の全ての土地を正確に保護管理し、それを全般的人民經濟發展に効果的に利用して、とくに農耕地の濫用を根絶しその利用を最大限に高めることにより農業生産をより一層發展させることを目的とする」としている。その全般的な内容は、農業發展を主眼においたものになっている

のである。

これに対して『土地法』は、農業生産よりも管理に関する内容に力点が置かれ、新たに国の管理と支配を明確にした。これは土地を主に生産の手段から管理の対象に轉換したといえる。

(4) 自留地の面積に対する制限

すでに見たように、朝鮮は自留地を狭く制限しているが、その事情を(1)旧ソ連・東欧社会主義諸国の状況との比較 (2)国内經濟、この二点から探ってみることにする。

(1)旧ソ連・東欧社会主義諸国での自留地はほとんど0.5ha(チェコスロバキアは1ha)であったのに対し、朝鮮では50~30坪(165~99㎡ 60年代)となる。これは旧ソ連・東欧社会主義諸国(0.5ha)の1/30~1/50にすぎない。

このように厳しく制限された事情はどこにあるのだろうか。(a)本来朝鮮は集約農法であったという事情も加味されて、農家の平均一戸当たり耕地面積は非常に小さかった。土地改革により分与された耕地面積をみると、一戸当たり平均1.35町歩であった。旧東欧社会主義諸国ではその数倍の土地を農民は所有していたし、東ドイツは5~10haの幅があり、ハンガリー(1945年)では一戸当たり平均土地所有面積は22.9haであった。(b)東欧では協同化はゆっくり進められた。その中でも協同化水準が最も高かったブルガリアをみると、協同化が開始されてから12年間もかけた1957年中旬でも、農戸数の77%の比率であったし、一部の国では最後まで組合に全農民を網羅することはなかった。これに対し朝鮮では、農業協同化の初期から第三形態が圧倒していたし、しかも早いテンポで進行して、

(13)徐大肅『金正日の北朝鮮』47ページ 岩波ブックレット

ト 1999年

すでに58年の修了時にはそれが唯一的な形態になった。(c)土地改革が徹底的に行われた朝鮮では、すでにみたように農民が個人所有の土地を売買すること（東欧諸国でも土地の売買は禁止された）、土地を抵当担保に入れることも禁止され、利用内容の変更を含めて土地は国の管理下におかれた。こうした状況は協同化に有利にはたらいた。協同化に先立ち農村で消費組合が組織されたので、個人商業も薄い存在であった。

このように旧東欧社会主義諸国と比べ、朝鮮では土地の個人所有やその面積に対して集団的意識が強く、商業に関しても異なった発想がみられた。こうした社会歴史的状況が自留地と副業に対する社会主義的政策にも反映されたのである。ソ連ではコルホーズにおける自留地の労力に関しても寛大であった。⁽¹⁴⁾

しかしこれらの事情は自然・社会的状況・客観的条件であり、自留地面積が狭く制限された根源的理由を、関係者の理念・政策に求めなければならない（次頁(5)参照）。

- (2) 自留地を制限した国内の経済事情として
 (a)農地確保、(b)労働力確保、(c)思想・階級上問題とその対策が考えられるが、ここでは、(a)、(b)をとりあげ、(c)については、次項(5)で別にとりあげることにする。
 (a) 多くの農地を組合農場が確保するため

ある。農業生産の増大が引き続き要求されているので、耕地の確保・拡大は以前も今も切実な課題である。しかし、すでにみたとおり自留地の合計面積は耕地総面積比のわずかに過ぎず、その僅かな自留地の、さらにその一部を割いて共同農地に転換したとしても、生産増大にさほど寄与する面積にもならないだろう。しかし（中国が経験したように）自留地の生産性を積極的にみとめて、その可能性を最大限に伸ばす政策をとらないで、朝鮮ではその面積を漸次制限していったのである。

(b) 組合農場の労働力確保の問題である。農業協同化を推し進めた理由にも労働力を確保することにあった。⁽¹⁵⁾ 協同化運動時、組合員の構成をみると男性より女性の方が多かった（労力構成のうち女性の比率は1954年 60.3%、1955年 59.4%、1956年 57.3%）。農村での深刻な労力不足を打開するために、国家的な対策がたてられたり、農村地区に居住する労働者・事務員の扶養家族も組合農場の仕事につく処置もとられたのである。^{(16)、(17)}

このように一人でも多く農業労力を確保しなければならない状況にあったが、農業協同化の経験段階で一部農民が、「自家用野菜畑を規定以上の広い面積に残しておき、労働能力のある家族のうち一部だけを組合に加入させる」⁽¹⁸⁾ 動きがあった。こうした事情に対処するためにも、

(14)「コルホーズへの加入は個人単位であって、所帯員のうち一人コルホーズ員がおれば、屋敷付属地で個人経営として副業的農業を営むことができる。」（小倉武一編著『海外の協同農場』270ページ 昭和62年 農文協）

(15)全国農業協同組合大会（1959年）で行った金日成首相（当時）の報告

(16)「農村での深刻な労力不足を打開し農村陣地を強固に固めるため、わが党は朝鮮戦後後に数万名の除隊軍人と多数の初高中卒業生を農村に派遣し、毎年重要な営農時期ごとに数多くの労働者、事務員、学生に動員

をかけ、年数百万工手に達する労力的援助をおこなった。」（キム・スンジュン『わが国における農村問題解決の歴史的経験』163ページ 朝鮮労働党出版社 1965年）

(17)「協同農場周辺に居住する労働者、事務員の扶養家族らも平均90日以上ずつ農場の仕事に参加した。」（洪達善『わが国農村経営部門における物質的関心の原則の創造的適用』139～140ページ 科学院出版社 1963年）

(18)上同 金漢周『朝鮮における農業協同化運動の勝利』28ページ

自留地の広さを制限する必要があったのである。

(5) 自留地と「社会主義の完成」論に基づく イデオロギー上の課題

自留地の広さを決める基準について、「自留地経営の規模は、農民が補充的収入により生活を速やかに高める一方、自留地を通じて利己主義思想を芽生えさせない原則で定めなければならない」（『経済辞典』（1）368ページ 1985）としている。すなわち、その一つは農民の生活を高めることである。しかしこれだけを基準にするならば自留地は広ければ良いのであって、これに歯止めをかけるのが思想上の対策である。これが原則とされている。しかし、この思想上の原則は一貫して堅持されてきたものではなく、自留地が組織されはじめた初期には、それほど強調されていなかった。

協同化運動期には、自留地対策は諸規制があったにせよそれでも緩やかなものだった。当時の政治的動向を考慮していたのである。このことは、運動初期に「協同組合に加入すれば個人財産を全て失うことになる」とのうわさが広がった状況や、⁽¹⁹⁾ 協同化運動を推進させる階級対策とも関連している。貧農層（朝鮮戦争後約40%）は喜んで加入したので、中農（約60%）の加入が組合化の成果を左右することとなった。富農（農家戸数の0.6%以下）に対しても、旧ソ連での場合と異なり収奪による清算の方法ではなしに協同組合への加入対象にする緩やかな階級対策がみられた。さて、中農にたいしてあくまでも自発的に加入させる前提の下に、種々の対策がとられた。協同化が進み第3形態が大きな比重を占めるようになると、一部に「中農の利益

が侵される」のではないかと憂慮する声が出ていた。⁽²⁰⁾ これに対処する必要があり、このことが緩やかな自留地対策として反映されたのである。

つぎに協同化完成後、思想上の原則が全面に打ち出された。それとともに自留地に対する指導も強化されていった。1959年1月に開催された全国農業協同組合大会でおこなわれた報告は、「全ての生産手段が完全に協同所有に転換したことを宣布してから…希望により部分的に私的所有として残し共同で利用してきた役畜・農機具なども共同所有にし、個人自留地も著しく縮小した」⁽²¹⁾ と指摘している。

個人自留地を縮小した理念的な根拠として、この大会で採択された新しい「基準規約は、農村における社会主義建設の完成を促進し、しだいに共産主義社会の建設を準備する建前から、生産手段の社会主義的・協同的所有をいっそう拡大強化し、それを全人民的所有に発展させることをとくに重要な任務として規定した」。それで「協同化の初期に、組合員の希望に応じて、私有のまま共同利用していた一部の役牛や農機具も、みな共有にし、組合員の個人的副業の規模や自家用野菜畑（原文は〈터밭〉）の面積もいちじるしく縮小された」⁽²²⁾

これから、自留地を制限した重要な理由が思想面での考慮から出発しているのが明白である。もう少しつっこんでみることにする。

農民の間に残っている小市民的な古い思想、おもに個人主義・利己主義は、社会主義建設やその完成、共産主義建設に障害になっており、それを清算することが農村での重要な課題であ

(19) 朝鮮民主主義人民共和国科学院経済法学研究所『解放後わが国の人民経済発展』135ページ 科学院出版社 1960年

(20) 同上 キム・スンジュン 176ページ

(21) 同上 キム・スンジュン 184ページ

(22) 同上 金漢周 28ページ

る、との視点である。

自留地には非社会主義的要素が内在した。それは第一に、計画経済外（個人副業畜産を除く）のものであり、第二に自留地における生産は農場の生産に直結しないし、その副業収入は農場の共同蓄積ファンドになんら寄与しない。そして第三に労働は集团的・組織的なものではなく個別的・分散的なものである。したがって、社会主義の堅持・その完成の理論・政策的立場に拘れば、自留地にはなんら積極的な意義はなく、むしろ思想的にみて否定的要素があるとされる。

個人利己主義に反対しそれを助長させないためには、自留地対策とくに規模制限が重要になる。あまり広い土地を自留地として許容すれば、副業収入の方に関心を注ぐことになる。それが更に助長されれば、第一に協同農場の管理・運

営と農業の国営化方針に悪影響をおよぼし、第二に個人商業を許容することになり、国家価格政策と流通政策に混乱が生じかねない。それはとりもなおさず、生産手段の私的所有をも許容することに結びつき、社会主義経済全般の運命に抵触する事態になりかねないとの見解である。

ここに、農民の思想・意識を生産に活用するか、⁽²³⁾ それとは逆にかれらの古い思想・意識を助長する一切の諸要素に反対するか、という政策上の選択が提起される。それはまた、現実に即した柔軟な政策をとりながら革命の成熟に時間をかけじっくり発酵させるか、さもなくば理念堅持の政策を維持しながらその早期実現を目指すか、またはこの両者間のバランスをいかに調節するか、これは過去でも現代でも常に議論されなければならない新鮮な課題である。

(23)他の社会主義諸国の場合と同様に朝鮮でも組合農場より自留地の方が、農作物の作況が良いとの報告がある。「トウモロコシ一つみても、農場のものより、自

留地のものの方が、はるかに成長がいいということだ。」(中側泰宏『北朝鮮からのメッセージ』59ページ 家の光協会 平成10年)

